

産業廃棄物焼却施設(雑芥焼却炉)の維持管理計画

1. 施設へのごみの投入量は投入前に計測して、2000kg以下とする。
2. 焼却施設について
 - (1) 主要な燃焼室(燃焼室、再燃室)への供給空気量、バーナーの燃焼量を制御して燃焼室出口の温度を800℃以上に保持し、各室の温度を連続に記録する。
 - (2) 煙突から排出される排ガスについて一年以内に一回ダイオキシン濃度を、六月以内に一回ばいじん、窒素酸化物、塩化水素の各濃度を測定し、各基準値以下であることを確認し生活環境保全上の支障が生じないようにする。
3. ばいじんの処理施設からの排ガスは2. (2)と同一に管理する。
4. 飛散のおそれのあるごみ(紙片等)及び悪臭の発散するおそれのあるごみ(残飯等)は所定の収納容器(ポリ袋等)に収納して焼却する時まで専用の廃棄物置場に保管する。
5. 被焼却物を取扱った後の廃棄物置場は一日一回以上清掃して、生ごみ等を除去して蚊、はえ等の発生を防止する。
6. 設備の日常点検を行い、設備の異常による著しい騒音及び振動の発生を防止する。
7. 施設からの排水は排水処理場で処理を行った後、工場排水として、排水基準を遵守して排出し、生活環境保全上の支障が生じないようにする。
8. 定期点検等について
 - (1) 一年以内毎に一回定期に、各機器、各計器等を点検し、機能を維持する。
 - (2) 各法令に従い、定期に、排ガス中のダイオキシン濃度、ばい煙濃度等及び排水の水質を測定する。
9. 8の定期点検等の結果の記録を3年間保存する。
10. 火災防止の為に次の処置をする。
 - (1) 点火前に焼却内の可燃性ガスの濃度を測定し燃焼下限濃度の25%以上であれば、焼却を開始しない。(空気で可燃性ガスを置換する。)
 - (2) 焼却炉及び再燃室の温度が管理上限(焼却炉:1150℃、再燃室:1300℃)を超過すると警報を鳴動させる。その場合、空気供給を中断して燃焼を抑制して、炉温を下げる。
 - (3) 簡易放水設備及び中型消火器(ABC型)を直近に常備して、万一出火した場合は消火する。(工場構内には化学消防車及び消火栓を常備して火災の規模に応じて使用する。)